

病院診療情報デジタル推進事業実施要綱

令和2年8月5日2福保医政第659号

一部改正 令和3年3月17日2福保医政第1864号

一部改正 令和4年3月14日3福保医政第2109号

一部改正 令和5年3月27日4福保医政第2282号

一部改正 令和7年3月24日6保医医政第2059号

(目的)

第1 この事業は、電子カルテシステムの病院への導入及び更新を支援することにより、地域における診療情報の共有、連携を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、東京都内において、病院を開設する者（病床配分決定を受け、新規に病院を開設する者を含む。）とする。

(事業内容)

第3 この要綱に基づく事業内容は、以下の取組とする。

1 電子カルテシステムの整備支援

診療記録を電子的に情報共有することが可能な規格（以下「標準規格準拠」という。）の電子カルテシステムの整備に係る経費の一部について支援する。

2 電子カルテシステムの運用に伴う事務作業支援

1により電子カルテシステムを初めて導入した病院において、医師の指示の下に行う電子カルテシステムにおける診療記録への代行入力や、電子カルテシステムを活用した医療機関同士の情報共有の取組を推進する業務等を専ら行う者の人件費を補助する。

(事業対象範囲)

第4 事業対象範囲

1 第3の1に定める事業では、以下の整備を対象とする。

(1) 標準規格準拠の電子カルテシステム（診療録等を電子的に記録、保存及び管理するためのシステム）の導入及び更新（サーバー等機器導入、システム設計・開発、情報セキュリティ対策、取付工事等を含む。）

(2) 病院に設置する医療情報システム（オーダーリングシステム、医事会計システム等、病院内における医療情報の管理に係るシステム）を、電子カルテシステムと連携させるために必要となる改修

2 1以外のものは整備対象外となるため、特に以下については注意すること。

(1) 維持管理の経費は対象としない。

(2) 用途がこの事業の目的に限定されない機器類及び用品の購入は対象としない。

3 標準規格準拠等については、以下のとおりとする。

(1) 標準規格準拠等とは、以下のいずれかとする。

ア 電子カルテシステムに格納されている情報を、厚生労働省標準規格であるSS-MIX2ストレージに出力することが可能であること。

イ 電子カルテシステムに格納されている情報を、厚生労働省標準規格HL7 FHIR記述仕様で出力することが可能であること。

(2) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

(事業実施の条件)

第5 事業実施の条件

- 1 電子カルテシステムの導入又は更新後、医療機関等における地域医療ネットワーク、又は公益社団法人東京都医師会の東京都全域を対象とした医療連携ネットワークである「東京総合医療ネットワーク」に、閲覧施設として参加すること。
- 2 国が構築を進めている電子カルテ情報共有サービスの導入に向けた取組を進めること。
- 3 厚生労働省標準規格であるSS-MIX2ストレージに出力可能な電子カルテシステムを導入した場合は、デジタル技術を活用した地域医療連携システムの導入を検討すること。また、「東京総合医療ネットワーク」へ「データ開示施設」として参加に向けた取組を検討すること。
- 4 事業の効果検証のため、補助金の交付年度から5年間、構築した電子カルテシステムの実績、効果、課題等に係る調査を提出するなど、都に協力すること。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、病院診療情報デジタル推進事業の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

附 則（令和3年3月17日2福保医政第1864号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日3福保医政第2109号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日4福保医政第2282号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日6保医医政第2059号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第2、第4の3及び第5については、令和7年度以降に申請を行った病院を対象とし、令和6年度以前に申請を行った病院については、なお従前の例による。